

塩屋柏台自治会規約

令和 7 年 4 月
(2025 年 4 月)

塩屋柏台自治会規約

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、地域の美観と品格の維持向上及び会員の福祉を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。但し、特定の政治及び宗教活動は行わない。

- (1) 集合施設とその他の財産の維持管理を図ること。
- (2) 会員相互の連絡と融和親睦を図ること。
- (3) 区域内の清掃、緑化推進など環境衛生の向上を図ること。
- (4) 会員の福利、厚生等に関すること。
- (5) 区域内の防火、防犯に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要なこと。

(名 称)

第 2 条 本会は、塩屋柏台自治会と称する。

(区 域)

第 3 条 本会の区域は、神戸市垂水区塩屋北町 1 丁目から 4 丁目まで、塩屋台 2 丁目 7 番 16 号、7 番 20 号から 7 番 26 号まで、8 番 1 号、8 番 31 号から 8 番 41 号まで、9 番 10 号から 9 番 25 号まで、及び下畑町鷺尾山 222 番地の 52 から 222 番地の 73 まで、下畑町真田山 196 の 24 及び、27、277 の 372 及び 379 とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 本会は事務所を神戸市垂水区塩屋北町 4 丁目 7 番 24 号の塩屋柏台自治会館内に置く。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会は、第 3 条に定める区域内に住所を有する個人が全て会員となることができる。

- 2 本会は、正当な理由がない限り第 3 条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒まない。

(入退会・名義変更)

第 6 条 本会に入会しようとする者は入会申込書を、退会しようとする者は退会届を、会員の名義変更しようとする者は名義変更届を会長あてに提出しなければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 住所を区域外に移したとき。
- (2) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき。

(会員の権利義務)

第 7 条 会員は、次の各号に掲げる権利と義務を有する。

- (1) 本会の各種事業への参加。
- (2) 本会の運営についての、自由な意見の発表。
- (3) 本会の運営に関わる表決権。
- (4) 規約及び規約で定められた諸会議の決定に従うこと。
- (5) 総会で定められた会費及び自治会館引当金を支払うこと。

第 3 章 幹事・役員・会計監査

(幹 事)

第 8 条 幹事は原則として輪番制で別に定める各ブロックから 1 名を選出する。

- 2 幹事は本会の運営に参画するとともに、第 30 条に定める部の部員となり、その業務を遂行し、会員と幹事会との連絡にあたる。

(役員の種類)

第 9 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 部 長 6 名
- (4) 顧 問 2 名
- (5) 副部長 7 名

- 2 上記役員（会長を除く）の定数は増減することができる

(役員の職務)

第 10 条 役員の任務はそれぞれ次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。但し、会長は意思決定機関ではなく独自の決定権を有しない。
- (2) 副会長は次の職務を行う。
 - ① 会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行すること。
 - ② 第 30 条に定める部の部長として、その業務を遂行すること。
- (3) 部長は第 30 条に定める部の部長として、その業務を遂行する。
- (4) 会計は毎年度末に財産目録を作成するほか、この会の資産の管理及び会計事務を行う。
- (5) 顧問は会長の補佐、並びに運営全般についての助言を行うこと。
- (6) 副部長は部長を補佐し、部長が欠けたときは、その職務を代行すること。

(会計監査)

第 11 条 会計監査は前年度会計部から 1 名、及び前年度役員の中から 1 名（計 2 名）を会長が指名し、総会において承認する

-2 会計監査は別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) この会の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は 1 年（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）とする。

-2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

-3 役員は後任者が就任するまでは、その職務を遂行し、引継ぎを行うものとする。

(役員選出及び承認)

第 13 条 役員選出は毎年 3 月とする。但し当該年度の役員は 2 月末までに次年度の幹事候補者を招集し、新役員選出を要請する

-2 会長・部長は、幹事の互選によって選出する。

-3 副会長は部長の中より役員互選によって選出する。

-4 顧問は前期役員会長並びに副会長が務める。

-5 役員は総会において承認する。

(役員報酬)

第 14 条 役員は無報酬とする。

第 4 章 総 会

(種 別)

第 15 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

-2 通常総会は、毎年 3 月末の日曜日に開催する。

-3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、会員の 5 分の 1 以上より会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は会計監査から第 11 条第 2 項第 4 号の規定による請求若しくは同号の規定による招集があったときに開催する。

(構 成)

第 16 条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員で構成する。

(権 限)

第 17 条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画、事業報告に関する事項

(2) 予算、決算に関する事項

- (3) 資産に関する事項
- (4) 役員及び会計監査の選任及び解任に関する事項
- (5) 規約の改正に関する事項
- (6) 自治会費の金額の変更に関する事項
- (7) 自治会諸費の取引金融機関に関する事項
- (8) その他運営上必要と認めた重要事項

(招集)

第 18 条 総会は、会長が招集する。但し、第 11 条第 2 項第 4 号の規定によるときは、会計監査が招集することができる。

- 2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の日の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 19 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

(定足数)

第 20 条 総会は会員の過半数の出席で成立する。但し、署名押印のある委任状、又は議決権行使書を提出した会員は、出席者とみなす。

(議 決)

第 21 条 総会においては、第 18 条第 2 項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決できる。

- 2 総会の議事は、本規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。尚、代理人を定めていない白紙委任状は表決権を有しないが、代わりに議決権行使書を提出することで議決に参加できる。
- 3 会員は、平等に表決権を有する。但し、利害関係を有する会員はその議事について表決権を有しない。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状又は議決権行使書の提出者を含む）
- (3) 議決事項及び賛成、反対等の人数
- (4) 審議事項及び議事の経過の概要

- 2 議事録には、出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人 1 名以上が議長とともに署名押印しなければならない。

第 5 章 役 員 会

(構 成)

第 23 条 役員会は、役員（会長・副会長・部長・会計・顧問・副部長）をもって構成する。

(権 限)

第 24 条 役員会は本会の事業の外、発生する諸問題を審議し且つ執行する。

(招集)

第 25 条 役員会は、原則として毎月毎の定例会の他、会長が必要と認めたとき、又は副会長・会計から会議の目的たる事項を示して請求があったときに会長が招集する。

(議 長)

第 26 条 役員会の議長は会長がこれに当たる。

(議事録)

第 27 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 審議事項及び議決事項

第 6 章 幹 事 会

(構 成)

第 28 条 幹事会は、役員（会長・副会長・部長・会計・顧問・副部長）及び幹事をもって構成する。

(権 限)

第 29 条 幹事会は、本規約に別に定めるもののほか、次の事項を審議し議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画の細目変更及びそれに伴う予算の修正
- (4) 細則の制定、変更又は廃止
- (5) 活動機関の会務に関する事項
- (6) その他幹事会で審議を必要とする事項

(活動機関)

第 30 条 幹事会は第 1 条に定める事業及び前条で議決された事業を執行するため、次の活動機関を置く

- 1・総務部（自治会館管理を含む） 2・広報部 3・防火防犯部 4・環境衛生部
- 5・催事部 6・会計部

(事業の承認)

第 31 条 前条に定める各部は毎年 4 月に当該年度の事業計画を策定し幹事会の承認を受けなければならない。但し、特別な事情が生じて事業計画外の事業を行うことを妨げるものではない。

第 32 条 幹事会は原則として毎月 1 回の定例会のほか、構成員の 3 分の 1 以上から請求があったとき、会長が必要と認めたとき、又は第 36 条第 2 項による幹事からの要請があったときに会長が招集する。

(議 長)

第 33 条 幹事会の議長は会長がこれに当たる。

(定足数等)

第 34 条 幹事会は構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、議事の決定は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

-2 幹事会不成立の場合は役員会にすべての権限を委任する。

(議事録)

第 35 条 幹事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 出席者数

(3) 審議事項及び議決事項

第 7 章 住 民 集 会

(集 会)

第 36 条 当自治会に関わる地域で、中長期に亘って会員の生活環境を損なう問題（騒音、振動、排気ガス等）が発生した、若しくは起こりうる場合、当該会員は住民集会・ブロック会議を開催して、問題の対応及び解決を図る。

-2 当該地域の幹事より要請があれば、会長は幹事会を招集し、幹事会の承認を得た上で、必要な対策を当該地域住民と話し合い、自治会として問題の解決に向かって地域住民に協力する。

第 8 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 37 条 本会の資産は、別に定める財産目録に記載された資産をもって構成する。

(資産の取得)

第 38 条 会費及び自治会館引当金は、総会において定める金額を会員より徴収する。

-2 前項に定めるもの以外の資産の取得は、幹事会の議決による。但し、幹事会が必要と認めたときは、総会の承認を得ることとする。

(資産の管理)

第 39 条 資産は、会計が管理し、その方法は、幹事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 40 条 本会の経費は、収支予算の定めるところにより、資産をもって支弁する。

-2 役員又は役員会で委託された者（会員）が会務で出張した場合は、交通費（公共交通機関）の実費を支給することができる。

-3 本会の運営上、必要と認められる飲食費、備品、修理費、弁護士、講演料等の費用が発生した場合は、役員会の承認を得た上で支出することができる。但し、15 万円を越える金額の出費の場合は、幹事会の承認を得た上で支出する。

(資産の処分)

第 41 条 前条に定めるもののほか、資産の処分は、総会の議決による。

(事業計画及び予算)

第 42 条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が事業計画書及び収支予算書として作成し、毎事業年度（会計年度）開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にもかかわらず、年度開始後に事業計画及び収支予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において議決されるまでの間は、前年度の事業計画及び収支予算を基準として会務の執行をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が事業報告書及び収支決算書として作成し、会計監査の監査を受けた後、総会の承認を受けなければならない。

(事業年度及び会計年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
但し会計年度は、毎年 2 月 1 日に始まり、翌年 1 月 31 日に終わる。

第 9 章 細 則 の 制 定

(細則の制定)

第45条 本規約に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、規約の定めに反しない範囲で幹事会において細則を制定することができる。

第46条

第 10 章 規 約 の 変 更

(規約の変更)

第47条 本規約は、総会において全会員の 4 分の 3 以上の同意を得て、市長の認可を受けて変更することができる。

第 11 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 47 条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備え置く。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 認可及び登記等に関する書類の写し
- (4) 総会及び役員会・幹事会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 財産目録その他の資産状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

- 2 認可及び登記等に関する書類の原本は金融機関等の金庫に保管する。

- 3 前項の帳簿及び書類は、会員が目的、事由を示して閲覧を求めたときは、業務に支障がない限り、閲覧することができる。

(解 散)

第 48 条 本会は、地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により次の場合に解散する。

- (1) 破産した場合
- (2) 神戸市長から認可の取り消しを受けた場合
- (3) 総会で決議した場合

-2 前項第 3 号に基づいて解散する場合は、総会において全会員の 4 分の 3 以上の同意を要するものとする。

(解散時の残余財産の処分)

第 49 条 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、本会の目的に合致する団体に寄付するものとする。

第 12 章 個人情報の取り扱い

(個人情報の取り扱い)

第 50 条 本会は、自治会活動に必要な範囲内で、個人を特定できる情報（氏名、住所、電話番号など）を収集し、利用します。収集した個人情報は、自治会活動の運営、連絡、緊急時の対応、災害時の安否確認などに利用します。個人情報は厳重に管理し、漏洩を防ぎます。また、本人の同意なく第三者に提供することはありません。個人情報の開示、訂正、削除を求められた場合は、本人確認の上、合理的な範囲で対応します。個人情報の取扱いに関する詳細は、「プライバシーポリシー」に定めるものとし、これに従って個人情報を管理する。

附 則 本規約は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

沿革 昭和 55 年 4 月制定

昭和 58 年 3 月改定

平成元年 12 月改定

平成 10 年 4 月改定

平成 14 年 4 月法人化に伴い改定

平成 19 年 3 月改定

平成 26 年 3 月改定

平成 28 年 4 月改定

平成 29 年 4 月改定

平成 30 年 4 月改定

平成 31 年 4 月改定

令和 2 年 4 月改定

令和 4 年（2022 年）4 月改定

令和 5 年（2023 年）4 月改定

令和 7 年（2025 年）4 月改定

細 則

1. 自治会費

- (1) 総会において定められた自治会費 1 年分を 5 月に徴収する
- (2) 期の途中で新会員となった場合は、当月より当期末までの分を徴収する
- (3) 期の途中で退会した会員は、納入した会費その他の拠出金品の払い戻しを受けることができない

2. 自治会館引当金

- (1) 自治会に入会する会員の世帯主は自治会館引当金(10,000 円)を負担する。
- (2) 退会した場合、徴収済みの自治会館引当金は返却しない。

3. 自治会所有の資産

- (1) 自治会所有の資産は原則として自治会員のみ使用できる。
- (2) 備品の廃棄は、幹事会の承認にて廃棄できるものとする。(老朽化・使用不可のもの)

4. 自治会からの助成金

- (1) 自治会は、パールクラブ・子ども会の活動を支援する目的で、助成金を支給する。但し、対象者は塩屋柏台自治会会員とする。また、助成金を支給した団体から、事業計画及び決算報告をうける。

5. 災害時要援護者支援活動

当自治会は神戸市の「災害時要援護者支援会議」に参加している。自治会は、災害時の要援護者の把握と支援者増加のために活動を行う。

6. 柏台地域猫愛護団体への支援

- (1) 自治会は「神戸市人と猫との共生に関する条例」に基づき、塩屋柏台地域で展開している「柏台地域猫愛護団体」の活動に協力する。両者の協力内容や遵守事項については、「地域猫ボランティア活動の支援に関する覚書」にて定める。

附 則 本規約は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

沿革 平成 28 年 3 月改定
平成 29 年 4 月改定
平成 30 年 4 月改定
令和 2 年 4 月改定
令和 3 年 4 月改定
令和 4 年 (2022 年) 4 月改定

塩屋柏台自治会館利用細則

(利用の範囲)

当会館は、会員の各種の集会及び行事等に供する。

(利用上の制限)

利用者は、下記事項の制限を受ける。

1. 私的な営利目的のための利用は原則として、これを認めない。但し、冠婚葬祭はこの限りではない。
2. 公安また風俗を害するおそれのある場合は使用を認めない。
3. 他人に迷惑をおよぼすような集会等には、その使用を認めない。
4. エレベーターの利用については障害のある方とその介護者及び階段の昇降に支障のある方とその付き添いの方のみとする。
5. 多量の酒類を持ち込む飲食を目的とした宴会は認めない。但し、自治会（含む各ブロックの懇親会）、パールクラブ、子ども会、主催の行事については社会通念上容認できる範囲で飲食を認める。

(利用の手続き)

利用者は集会の責任者が 5 日前までに所定の申込書に利用料を添えて会館管理担当者に申し込み、承認を受けて利用する。

1. 使用順位は原則として申し込み受け付け順とする。但し、自治会行事による使用を最優先とする。
2. 定例利用者は 1 年に限り、事前に自治会役員会に申し込み、承認を得ることができる。

(利用の方法及び鍵の保管責任)

利用責任者は利用日に承認書を提示し、鍵を受け取り利用する。

使用後は清掃、火元確認等の後始末を行い、施錠のうえ鍵を返還する。

使用の取り消し、変更は利用の 2 日前までに会館管理担当者に申し出る。

取り消しの場合は利用料を返還する。

鍵の保管責任者は取り扱いに十分留意する。万一紛失の場合、補充は行わない。

(利用者の注意義務と責任)

利用者は次の事項を厳守する。

- (1) 建物設備及び什器備品を滅失、破損しないこと。
- (2) 他に迷惑をかけること。
- (3) 風紀、秩序を乱さないこと。
- (4) 全館禁煙とする。

(5) カラープリンター（オルフィス）の使用については、自治会役員・幹事以外の使用は有料とする。

別表 利用料金

用紙	白黒	白黒両面	カラー	カラー両面
A 4	¥5	¥10	¥30	¥60
A 3	¥ 10	¥20	¥40	¥80

(利用時間と休館日)

自治会館の利用時間は別表の通りとする。但し自治会役員会が認めたときはその限りでない。

会館は点検や自治会活動（夏祭り、文化展などの準備）のため、自治会役員会の決議により休館日を設けることができる。

別表 利用時間

午前	9:00～12:00	冠婚葬祭は原則として利用会員の希望時間とする
午後	13:00～17:00	
1 日	9:00～17:00	

(保守点検)

エレベーターは法定点検を実施し、その安全を常に確保する。

(利 用 料)

1. 会館の利用料は、別表の定めるところとする。但し、自治会役員会・幹事会、パールクラブ、子ども会の活動運営に関する集会及び身体障害者の集会に利用する場合は無料とする。
2. 自治会員の冠婚葬祭は無料とする。
3. 自治会員以外が含まれている場合も、別表利用料金通りとする。
4. 相談室利用料金は原則無料とする。但し、目的外使用についてはB和室料金とする。

別表 利用料金

場所		午前・午後	1 日	6/1～9/30 日
1 階	集会所 A	¥600	¥1,400	12/1～3/31 日の間 【エアコン、カスストープ、扇風機】の使用に関係なく 200 円の割増しを頂きます
	集会所 B（事務所）	¥500	¥1,200	
	A・B 両室	¥1,100	¥2,600	
2 階	A 多目的室	¥400	¥1,000	
	B 和室（6 帖）	¥300	¥800	
	A・B 両室	¥700	¥1,800	

沿革 昭和 58 年 3 月制定
昭和 61 年 1 月改定
平成 13 年 3 月改定
平成 14 年 4 月改定
平成 19 年 3 月改定
平成 26 年 3 月改定
平成 28 年 3 月改定
平成 29 年 4 月改定
平成 30 年 4 月改定
令和 2 年 4 月改定
令和 3 年 4 月改定
令和 6 年 4 月改定

プライバシーポリシー

塩屋柏台自治会(以下、「当自治会」といいます。)は、 会館書庫・電子回覧板上で提供する会員の個人情報の取扱いについて、以下のとおりプライバシーポリシーを 定めます。

第 1 条(個人情報)

「個人情報」とは、個人情報保護法にいう「個人情報」を指すものとし、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先その他の記述等により特定の個人を識別できる情報及び容貌、指紋、声紋にかかるデータ、及び健康保険証の保険者番号などの当該情報単体から特定の個人を識別できる情報(個人識別情報)を指します。

第 2 条(個人情報の収集方法)

当自治会は会員が会員情報を登録・変更をする際もしくは次期・臨時にブロック幹事となる 際に氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、などの個人情報をお尋ねすることがあります。

第 3 条(個人情報を収集・利用する目的)

当自治会が個人情報を収集・利用する目的は、以下のとおりです。

1. 自治会活動の運営のため
2. 会員からのお問い合わせに回答するため(本人確認を行うことを含む)
3. 会員情報の更新、及び当自治会が提供する電子回覧板を送付するため
4. メンテナンス、重要なお知らせなど必要に応じたご連絡のため
5. 利用規約に違反した会員や、不正・不当な目的でサービスを利用しようとする会員の特定をし、ご利用をお断りするため
6. 会員にご自身の登録情報の閲覧や変更、削除、ご利用状況の閲覧を行っていただくため
7. 制度運営において、会費の徴収や会員に違約金等の料金を請求するため
8. 上記の利用目的に付随する目的
9. 自治会活動の広報資料として、回覧板に掲載する行事の写真掲載するため

第 4 条(利用目的の変更)

1. 当自治会は、利用目的が変更前と関連性を有すると合理的に認められる場合に限り、個人情報の利用目的を変更するものとします。
2. 利用目的の変更を行った場合には、変更後の目的について、総会により、会員に通知します。

第 5 条(個人情報の第三者提供)

1. 当自治会は、次に掲げる場合を除いて、あらかじめ会員の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除きます。
 1. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
 2. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
 3. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 4. 予め次の事項を告知あるいは公表し、かつ当自治会が個人情報保護委員会に届出をしたとき
 1. 利用目的に第三者への提供を含むこと
 2. 第三者に提供されるデータの項目
 3. 第三者への提供の手段または方法
 4. 本人の求めに応じて個人情報の第三者への提供を停止すること
 5. 本人の求めを受け付ける方法
2. 前項の定めにかかわらず、次に掲げる場合には、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

1. 当自治会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
2. 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いた場合

第 6 条(個人情報の開示)

1. 当自治会は、本人から個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを開示します。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないこともあり、開示しない決定をした場合には、その旨を遅滞なく通知します。
 1. 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 2. 当自治会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 3. その他法令に違反することとなる場合
2. 前項の定めにかかわらず、履歴情報および特性情報などの個人情報以外の情報については、原則として開示いたします。

第 7 条(個人情報の訂正および削除)

1. 会員は、当自治会の保有する自己の個人情報が誤った情報である場合には、当自治会が定める手続きにより、当自治会に対して個人情報の訂正、追加または削除(以下、「訂正等」といいます。)を請求することができます。
2. 当自治会は、会員から前項の請求を受けてその請求に応じる必要があると判断した場合、遅滞なく、当該個人情報の訂正等を行うものとします。
3. 当自治会は、前項の規定に基づき訂正等を行った場合、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは遅滞なく、これを会員に通知します。

第 8 条(個人情報の利用停止等)

1. 当自治会は、本人から、個人情報が、利用目的の範囲を超えて取り扱われているという理由、または不正の手段により取得されたものであるという理由により、その利用の停止または消去(以下、「利用停止等」といいます。)を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行います。
2. 前項の調査結果に基づき、その請求に応じる必要があると判断した場合には、遅滞なく、当該個人情報の利用停止等を行います。
3. 当自治会は、前項の規定に基づき利用停止等を行った場合、または利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、これを会員に通知します。
4. 前 2 項にかかわらず、利用停止等に多額の費用を有する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、会員の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとれる場合は、この代替策を講じるものとします。

第 9 条(プライバシーポリシーの変更)

1. 本ポリシーの内容は、法令その他本ポリシーに別段の定めのある事項を除いて、会員に通知することなく、変更することができるものとします。
2. 当自治会が別途定める場合を除いて、変更後のプライバシーポリシーは、自治会ニュースでお知らせしたときから効力を生じるものとします。

第 10 条(お問い合わせ窓口)

本ポリシーに関するお問い合わせは、下記の窓口までお願いいたします。

塩屋柏台自治会 会長

E メールアドレス: shioya.kashiwadai@gmail.com

令和5年4月1日制定

令和7年4月1日改定

